

南加賀広域圏事務組合職員の再任用に関する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第2号

南加賀広域圏事務組合職員の再任用に関する条例

別紙のとおり

南加賀広域圏事務組合職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小松市条例の準用)

第2条 前条の規定に基づく職員の再任用については、小松市職員の再任用に関する条例（平成21年小松市条例第31号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。